

# 朝鮮総督府の植民地統治における映画政策

## 目次

はじめに .....	1
1. 本論文の目的と必要性	
2. 研究範囲と論文の構成	
3. 文献資料について	

## 第1部 植民地支配のための映画利用

### 第1章 伊藤博文の韓国統治における映画利用 .....

6

1. 時代的背景 6
2. 伊藤博文の韓国紹介映画製作と上映 7  
伊藤博文の映画に対する目論み  
最初の韓国紹介宣伝映画製作と上映  
純宗皇帝と伊藤博文の韓国巡幸と『韓国観』の製作  
映画史における『韓国一週』及び『韓国観』の記述について
3. 韓国皇太子の日本留学を通じての映画宣伝 11  
皇太子渡日光景の映画化  
皇太子の日常生活の映画化  
東北・北海道巡啓と映画利用
4. 皇太子関連映画の上映における特徴 17

### 第2章 「活動写真班」による初期宣伝映画の製作と上映 .....

19

1. 「活動写真班」研究の意義 19
2. 朝鮮人同化のための統治政策の変遷 20  
武断政治による同化政策に対する抵抗  
内鮮融和のための文化政治と「周知と宣伝」政策  
情報委員会の設置
3. 「活動写真班」の初期における映画利用 23  
「活動写真班」の設置  
朝鮮紹介映画の製作と上映  
日本紹介映画の製作と上映
4. 各官庁による映画利用の拡大 32

### 第3章 朝鮮総督府の社会教化映画製作と上映 ..... 37

1. 映画機能の拡大 37
2. 「活動写真班」における映画利用の拡大 38
  - 社会教化用の映画製作
  - 朝鮮紹介と施政宣伝映画製作の持続
  - 皇室関連映画の製作と献上
  - 「活動写真班」における映写活動の拡大
3. 博覧会における映画利用 46
  - 日本国内開催の博覧会における朝鮮総督府の映写活動
  - 朝鮮博覧会における映画利用
4. 映画の官庁利用とフィルム・ライブラリー運用 50
5. 社会教化手段としての映画推薦制度の導入 54

## 第2部 朝鮮総督府による映画の統制と国策化

### 第4章 映画取締初期の状況 ..... 61

1. 興行物取締による映画の初期統制段階 61
  - 各道別の映画規制
  - 各道の興行取締令制定
  - 平安南道「興行取締規則」の概要
2. 「活動写真フィルム検閲規則」による中央統一検閲の実施 68
  - 映画検閲の全国統一実施とその背景
  - 日本における「活動写真フィルム検閲規則」の施行
  - 朝鮮総督府の「活動写真フィルム検閲規則」の全文
  - 「活動写真フィルム検閲規則」による検閲施行
  - 朝鮮総督府映画検閲における「警察的見解」
  - 検閲処分の種類と統計

### 第5章 「活動写真映画取締規則」と映画国策化 ..... 81

1. 日本と朝鮮における映画国策化への推進 81
2. 朝鮮における映画国策の施行 84
  - 施行の背景
  - 「活動写真映画取締規則」の全文
3. 「活動写真映画取締規則」の国策的内容 88
  - 映画の上映制限
  - 映画の強制上映

映画の輸出及び移出の許可

4. 「活動写真映画取締規則」施行の結果 91

## 第6章 戦時下朝鮮における映画国策の展開 ..... 93

1. 朝鮮における映画国策の背景と目標 93
2. 映画国策における中枢機関としての情報宣伝機構 94
- 日本と朝鮮における情報宣伝機構
- 情報宣伝機構の啓発宣伝業務
- 情報課の映画国策化

## 第7章 朝鮮映画国策化における新体制の展開 ..... 102

1. 「映画法」及び「朝鮮映画令」の概要 102
- 映画製作分野
- 映画配給分野
- 映画上映分野
- 映画検閲について
- 推薦及び優良映画制度
- 映画の複写保存
2. 「映画法」による日本映画国策化 107
3. 「朝鮮映画令」による映画国策化 110
4. 朝鮮映画製作業界の一元化 112
5. 製作業界旧制度の清算 115
6. 映画配給の新体制と運営の特徴 116
7. 興行界の新体制 119
8. 新体制下「朝鮮映配」における「移動映写班」の運営 120

## 第8章 『若き姿』の国策性と新体制以後の国策映画の一覧 ..... 124

1. 『若き姿』の国策性 124
- 「映画企画審議会」による国策映画審議
- 『若き姿』の時代的背景
- 『若き姿』の国策性
2. 新体制以後の国策映画の製作 130
- 1943年製作の国策映画の一覧
- 1944年以後の国策映画の一覧

<b>おわりに</b> .....	133
-------------------	-----

- 朝鮮人同化のための映画政策
- 朝鮮独自の映画製作・配給
- 「皇国臣民化」のための朝鮮映画の国策化

<b>注</b> .....	137
----------------	-----

<b>参考文献</b> .....	165
-------------------	-----

<b>日朝映画史年表</b> .....	170
----------------------	-----

## 附録

- 附録 - 1 平安南道「興行取締規則」
- 附録 - 2 京畿道「興行場及興行取締規則取扱心得」
- 附録 - 3 忠清北道「興行取締規則」
- 附録 - 4 咸鏡北道「興行取締規則」
- 附録 - 5 忠清南道「興行並興行場取締規則」
- 附録 - 6 「朝鮮興行等取締規則」
- 附録 - 7 「活動写真フィルム検閲規則」
- 附録 - 8 「活動写真映画取締規則」
- 附録 - 9 「朝鮮映画令施行規則」

\* 朝鮮総督府官報より転載

## 表目次

### 第1章

注7 反日義兵運動（1907～1911年） 138

### 第2章

表< 2 - 1 > 日本における『朝鮮事情』上映状況 25

表< 2 - 2 > 日本における『朝鮮の旅』の映写日程 26

表< 2 - 3 > 『郡守団内地視察旅行』の内容 30

表< 2 - 4 > 『郡守団内地視察旅行』の巡回映写の状況 31

表< 2 - 5 > 朝鮮総督府傘下官公庁の映画利用目録 34

- 1920年（大正9）から1926年（大正15）まで

注8 3.1独立運動の規模 142

注53 満州国在留朝鮮人（昭和8年12月末現在）外務省調査 143

### 第3章

表< 3 - 1 > 朝鮮総督府製作の社会教化映画の代表的な例 39

表< 3 - 2 > 朝鮮総督府製作の業績宣伝映画の目録と内容 42

表< 3 - 3 > 朝鮮総督府製作の皇室関連映画の目録と内容 42

表< 3 - 4 > 朝鮮総督府による映写会が行なわれた博覧会及び共進会 46

表< 3 - 5 > 朝鮮総督府傘下官公庁の映画利用目録 50

- 1927年（昭和2）から1932年（昭和7）まで

表< 3 - 6 > 「活動写真班」における映画製作と利用の状況 54

表< 3 - 7 > 推薦映画目録 56

注13 地域別在日朝鮮人居住者統計 145

### 第4章

表< 4 - 1 > 京畿道「興行場及び興行取締規則」適用劇場及び映画常設館 63

表< 4 - 2 > 朝鮮映画製作状況（1926年8月～1927年7月） 74

表< 4 - 3 > 活動写真「フィルム」検閲統計表 78

- 1926年8月1日から1935年3月31日まで

表< 4 - 4 > 活動写真「フィルム」検閲統計表 79

- 1935年4月1日から1936年3月31日まで

表< 4 - 5 > 活動写真「フィルム」検閲統計表 79

- 1936年4月1日から1937年3月31日まで

注26 活動写真常設館の状況（1927年10月1日現在） 149

注29 朝鮮軍所有の映画目録 150

## 第5章

表< 5 - 1 > 昭和7年朝鮮興行場数統計 84

表< 5 - 2 > 昭和7年上映映画数統計 84

表< 5 - 3 > 昭和7年朝鮮各道別有料映画観覧人員統計 85

## 第6章

表< 6 - 1 > 1937年朝鮮総督府製作の時局映画 98

表< 6 - 2 > 1942年度「朝鮮映画啓発協会」巡回映写実施統計 100

注18 朝鮮における当時のラジオ普及状況 155

## 第7章

表< 7 - 1 > 外国映画定義一覧表 104

表< 7 - 2 > 1941年度映画配給社の収入 117

表< 7 - 3 > 上映回数及び入場人員数統計 121

- 1942年12月から1943年4月まで

表< 7 - 4 > 移動映写会主催者別一覧表 122

注12 朝鮮総督府映画検閲統計 - 1941年1月～12月 157

## 第8章

注9 年度別の志願者数及び採用人員 162

注11 日本語を解する朝鮮人数 162

## 凡例

- ・ 「韓国」、「朝鮮」、「京城」等の国号や地名等は当時の表記に従う。
- ・ 高宗、李太王等の韓国皇室関連の呼称は当時の史実に従う。
- ・ 本文中の韓国人の名前はルビをつける（但し、注にはつけない）。
- ・ 本文中の年号は西暦（元号）の形で表記する。
- ・ 引用文は当時の表記に従う。

## はじめに

### 1. 本論文の目的と必要性

本論文は、1905年以後日本の植民地支配下にあった韓国（1910年日韓併合以後は朝鮮と称する<sup>1)</sup>において、日本政府及び朝鮮総督府が植民地統治のために展開した映画政策を整理分析することをテーマとしている。究極的には植民地統治において映画がどのように利用され、そのために如何なる統制策が行われたのかを究明することが本研究の目的である。

本論文が扱おうとしているテーマと目的をもった研究は現在の韓国において皆無といっても過言ではない。ただし、植民地時代の末期に当る1940年以後についてはある程度研究されており、「受難期」、「暗黒期」、「抹殺期」等の時期区分で記述されているが、その内容においては叙述者の観点にまだ客観性が欠如していて、感傷的、尚主観的であるという指摘がある<sup>2)</sup>。

例えば、<sup>アンジョンファ</sup>安鐘和の『韓国映画側面秘史』<sup>3)</sup>には巻末に「受難期」というタイトルで、1940年以後の朝鮮映画界における新体制構築について、「荒れ狂う戦雲と不吉な序曲」、「朝鮮映画社の辱められた旗の下で」という小タイトルで批判している。ところが彼は当時「朝鮮映画令」に基づき人的統制を行なうために設立された「朝鮮映画人協会」の会長を勤めていた。

<sup>イヨンイル</sup>李英一は『韓国映画全史』<sup>4)</sup>で国策映画会社である朝鮮映画製作株式会社が製作した作品に関して4、5頁程度のあらすじとスタッフについて紹介している。

<sup>ユヒョンモク</sup>兪賢穆は『韓国映画発達史』<sup>5)</sup>に比較的詳しく記述している。即ち1945年までの韓国映画史を6期に区分し、その内の第5期と第6期で朝鮮総督府による映画統制について記述している。第5期は「窒息期」というタイトルで1938年から1942年までに行なわれた映画界統廃合に関する内容である。「朝鮮映画令」の全文、製作及び配給の統合についての概略、同時期に製作された映画のあらすじ及びスタッフ等が紹介されている。第6期は「抹殺期」として1942年以後の映画統制政策と同時期に製作された国策映画のあらすじやスタッフについて記述している。

<sup>イヒョイン</sup>李孝仁は『韓国映画歴史講義1』<sup>6)</sup>で、「親日映画と親日映画人」というタイトルで同時期の作品と映画団体を紹介している。その他、『韓国映画100年』<sup>7)</sup>、『わが映画100年』<sup>8)</sup>、『韓国映画全史』<sup>9)</sup>等の韓国映画史に関する研究文献があるが、同時期についての内容の記述は前記したものと同様と殆ど変わらない。

韓国における韓国映画史の研究において植民地時代の映画政策の部分が空白状態である原因は、文献資料の不足、当時の映画の不在、そして民族感情という三つの理由があると思われる。

特に、上記の韓国映画史関連の研究書における植民地時代の記述部分が殆ど同じなのは、韓国国内においての植民地時代の映画文献資料に限られているからである。韓国国内で入手できる映画文献資料には当時の僅かな新聞や雑誌<sup>10)</sup>そして朝鮮総督府の官報が主要資料になっているのみである。

しかし、最近の韓国における植民地時代の映画研究についての環境は大分変わってきている。それは、植民地時代に作られた一般劇映画及び国策映画が多数発掘されて韓国映像資料院<sup>11)</sup>で



公開されたことが契機となっている。1942年映画国策化の一環として行なわれた朝鮮映画新体制の構築以後に製作された『若き姿』（1943年）、『望楼の決死隊』（1943年）、『愛の誓い』（1945年）の3本の国策映画が1989年2月と3月に東宝から韓国映像資料院に渡された。

さらに、『軍用列車』（1938年）、『魚花』（1939年）、『家なき天使』（1941年）、『志願兵』（1941年）が、2004年11月に中国電影資料館(China Film Archive)に保管されているのが確認され、同年12月に韓国映像資料院に引き渡された<sup>12</sup>。日中戦争以後の植民地時代末期における国策映画の研究に大変貴重な資料が発掘されたのである。

近頃はこのような影響を受けて植民地時代の映画国策を含めた朝鮮総督府の映画政策についての関心も高まってきている。2004年の暮れから2005年の春にかけ、学会や映画祭等において発掘された国策映画の関連シンポジウムが集中的に開催されており、大学院等で朝鮮総督府の映画政策関連を研究しようとする学生も増えている<sup>13</sup>。

「暗黒期」、「抹殺期」と呼ばれる韓国映画史初期にあたる植民地時代の映画界については再照明される必要があると思う。なぜならば、伊藤博文が植民地統治のために映画を利用した韓国統監府時代（1905～1910年）の韓国映画界は全く初期の段階にあり、映画の製作は勿論、興行においてもインフラがほとんど整っていなかった。韓国で映画が最初に上映されたのも、その時期については未だに異論が多いが、当時の文献資料から証明できるのは1903年（明治36）6月<sup>14</sup>のことである。最初の映画専門常設館である京城高等演芸館が開館されたのも1910年（明治43）になってからのことである。こうした韓国映画草創期において映画は日韓両国でどのように製作・上映されたのであろうか。又映画が大衆化していない当時の韓国において観客にどう受け入れられたのか、大変興味深いことである。

又、朝鮮総督府による植民地時代の映画政策は近代までその影響が残っていた。1930年代から始まった文化映画、ニュース映画の強制上映<sup>15</sup>、映画館での臨検などは1980年代末に韓国が民主化されるまで続いており、映画検閲は1996年に憲法違反と裁かれる<sup>16</sup>まで植民地時代の産物として残っていた。朝鮮総督府が同化政策、戦争動員のために制定した映画政策を、韓国の為政者たちは最近まで受け継ぎ、政権の維持に利用したのである。

つまり、植民地時代の映画政策についての研究は、韓国映画史の初期から現代にわたる映画政策の研究にもつながり、植民地時代の映画と文献資料の発掘と共に益々その必要性が高まっていくものと考えられる。

## 2. 研究範囲と論文の構成

本論文では植民地統治期間にわたって日本政府と朝鮮総督府がとった映画政策を、映画の利用と統制に大別して第1部と第2部でそれぞれ記述することにする。

第1部では、第1章で1905年（明治38）以後から日韓併合頃まで伊藤博文による日韓融和のための映画利用を、第2章では1919年（大正8）独立運動を契機として設立された「活動写真班」が朝鮮人同化と内鮮融和のために行なった映画利用を、そして第3章では1920年代半ば頃から日

中戦争の直前まで展開された「活動写真班」による社会教化活動を取上げる。

第2部ではさらに積極的に映画を利用するために、朝鮮総督府が展開した映画統制策と映画の国策化について記述する。朝鮮総督府による映画統制の施行過程は、各道での興行及び興行場の規制といった初期段階から「朝鮮映画令」による映画の国策化に至るまで、五つの段階に大別できる。

#### 第1期 映画草創期～1926年：初期映画規制

各地方別に特別な映画規制法令が無いまま、地方警察が興行物と興行場の取締規制に基いて規制した。

#### 第2期 1926年～1934年：映画検閲の全国統一

日本国内で1925年に制定された映画取締令「活動写真フィルム検閲規則」と同一の規制案により全国的に統一的な検閲を行なった。

#### 第3期 1934年～1937年：映画の初期国策化の時期

朝鮮総督府が新しく実施した「活動写真映画取締規則」による文化映画の強制上映と外国映画上映の制限等、日本政府による映画国策の一環として統制した。

#### 第4期 1937年～1942年：映画国策化と新体制の構築

戦争動員を目的としたメディア統制のために「朝鮮中央情報委員会」を新設して映画を強力に統制し、映画の国策利用の為に「朝鮮映画令」に基いて映画機構を統廃合した。

#### 第5期 1943年～1945年：臨戦体制下における映画国策化

朝鮮映画新体制下において国策映画のみを製作・上映するようになった。

第2部ではこれを、公安維持と風俗保護という名分の下に製作と興行に対する検閲と規制が施行された第1、2、3期を第4、5章で、臨戦体制下に映画を国策として戦争動員に利用するために統制した第4、5期を第6、7、8章でそれぞれ述べることにする。

### 3. 文献資料について

本論文の研究において参考とした文献は、朝鮮総督府及び日本で刊行された日本語の資料が大部分である。植民地期間中には韓国語の映画専門誌は発行されておらず、韓国語の映画資料は文学誌や新聞等に掲載された記事しかない。

本研究中に最も役立つ参考文献は、当時発行された日本の映画専門誌である。『活動写真界』、『横田商会活動写真定価表』、『キネマ旬報』等には韓国統監伊藤博文の映画利用がわかる貴重な資料が掲載されている。『日本映画年鑑』は1924年（大正13）以後終戦にかけての、朝鮮における各種の映画統計と映画動向についての資料が多数記録されている。その他『国際映画新聞』、『映画評論』、『映画の友』、『映画旬報』、『日本映画』等から朝鮮総督府に

より推進された国策映画や文化映画の状況がよくわかる。

単行本として『映画国策の概況』、『映画国策の提唱』、『アジア映画の創造及び建設』、『映画法解説』、『映画政策論』、『朝鮮映画統制史』等は朝鮮映画界映画国策化の研究の参考になった。又、田中純一郎の『日本映画発達史』と『日本教育映画発達史』には伊藤博文の朝鮮における映画利用について当時の吉澤商店や横田商会の関係者とのインタビュー、一部フィルムのカットも紹介されており、韓国映画草創期の研究に貴重な資料を提供してくれた。

特に本研究においては朝鮮総督府が発行した当時の多様な文献を発掘して参考にした。『活動写真フィルム検閲概要』は日本の有斐閣が1929年（昭和4）発行した『活動写真の保護と取締』の朝鮮版のようなものである。朝鮮総督府が全国的に統一して行なった最初の映画検閲実施直後、1926年（大正15）8月から翌年7月までの1年間に朝鮮で実施された検閲事務を記録した文献である。当時朝鮮で製作された映画は勿論、輸入された全ての映画をジャンル別に分類、その検閲処分内容などが記録されており、日本の植民地時代初期の映画統制状況に関する貴重な文献といえる。これは本研究中に韓国の国立中央図書館で見つかり、韓国映画史の研究において初めて参考文献として取り上げることができた。

朝鮮総督府の発行資料として最も多く参考及び引用したのは『朝鮮』誌である。同誌は総督府が植民地統治全期間を通じて月刊誌として発行したもので、同府の官報のようなものであった。ここには1920年（大正9）から「活動写真班」による映画製作状況や同班による日本と朝鮮での映写活動の動向についての記事が数多く掲載されている。『朝鮮』誌も従来の韓国映画史研究において引用の例を見ない。今後、植民地時代の映画研究に大いに利用する価値があると思われる。

同誌以外にも朝鮮総督府が発行した資料の中で本論文の参考とした主要文献には、『朝鮮事情』、『朝鮮総督府キネマ』、『施政二十五年史』、『施政三十年史』、『朝鮮総督府官報』等がある。

本研究においては韓国映画史の初期における文献資料をできるだけ多く発掘するために、最近出版された著述書からの引用は避けて、なるべく当時の資料を参考文献として利用した。その中でも特に日本語文献は従来の韓国での映画史研究では殆ど取上げられたことがない。これらの文献資料が今後関連研究において積極的に利用されることを期待するところである。それぞれの資料については本文中の各章で又紹介することにする。

## 注

### はじめに

- <sup>1</sup> 朝鮮の国名は1897年から大韓帝国と変わり、略して韓国と言われたが、1910年日韓併合により再び朝鮮と称された。従って、本論文では歴史の事実に基づいて日韓併合以前は韓国、それ以後から1945年終戦までは朝鮮と表記する。
- <sup>2</sup> チャン・ウジン「日帝時代末期韓国映画史叙述に対する批判的読解」『韓国映画史研究』創刊号、韓国映画史学会、2003年、191頁。  
上記論文は、韓国映画史を通史的に考察した単行本の中で、安鐘和『韓国映画側面秘史』、李英一『韓国映画全史』、兪賢穆『韓国映画発達史』、李孝仁『韓国映画歴史講義1』、扈賢賛『韓国映画100年』、金鐘元・鄭ジュンホン『わが映画100年』を検討し、植民地支配末期の映画史部分の叙述観点について批判したものである。
- <sup>3</sup> 安鐘和『韓国映画側面秘史』現代美学社、1998年。
- <sup>4</sup> 李英一『韓国映画全史』三愛社、1969年。
- <sup>5</sup> 兪賢穆『韓国映画発達史』韓振出版社、1986年。
- <sup>6</sup> 李孝仁『韓国映画歴史講義1』理論と実践社、1992年。
- <sup>7</sup> 扈賢賛『韓国映画100年』文学思想社、2000年。
- <sup>8</sup> 金鐘元・鄭ジュンホン『わが映画100年』玄岩社、2001年。
- <sup>9</sup> キム・ファ『韓国映画全史』ダイナムメディア、2003年。
- <sup>10</sup> 植民地時代の言論媒体は強かに統制されたために、映画関連の雑誌は少なかった。『映画観照』等当時朝鮮でも映画専門誌が発行されていたが、残存しているものはない。ここでいう雑誌とは文学誌等非専門映画誌である。
- <sup>11</sup> 東京国立近代美術館フィルムセンターのような韓国のフィルムアーカイヴをいう。
- <sup>12</sup> 韓国映像資料院が新しく入手した7本の劇映画の内『魚花』以外には国策映画である。『軍用列車』（防諜）、『家なき天使』（志願兵募集、内鮮一体理念の周知）、『志願兵』（志願兵募集）、『望楼の決死隊』（防諜、内鮮一体理念の周知）、『若き姿』（徴集令の啓発宣伝用、内鮮一体理念の周知）、『愛の誓い』（海軍特別志願兵募集、内鮮一体理念の周知）。
- <sup>13</sup> 金京淑による2003年度早稲田大学文学研究科の修士論文『日本植民地支配末期における朝鮮映画界』（日本語）は、日中戦争以後朝鮮における映画国策化と国策映画の製作などの状況を具体的に詳述している。
- <sup>14</sup> 『皇城新聞』1903年6月23日に映画上映の広告が初めて掲載されている。しかし、『国際映画新聞』1931年1月号「朝鮮映画の史的考察(一)」には1897年京城泥岬にある本町座で欧米の都会の風情等の短編実写映画を上映したとの記述がある等異見が多いが、実情を証明する当時の資料がない。
- <sup>15</sup> 常設館において1980年代の半ばまで本編映画が始る前に時事映画として『大韓ニュース』が、文化映画として『セマウルロカヌンギル/新しい村へ行く道』のシリーズが強制上映された。
- <sup>16</sup> 1996年10月4日韓国の憲法裁判所において、「映画上映の前に公演倫理委員会の審議を受けなければならないように規定している映画法第12条1項は、憲法で禁止している言論・出版活動の事前検閲に該当する為憲法に違反する」と決定した。これで韓国において映画検閲制がとうとう廃止された。